

住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省 住宅局 建築指導課
参事官（建築企画担当）

「屋根や屋上に設備や鉄塔などを設置する場合には専門家にご相談を」の配布について

平素より建築行政・住宅行政の円滑かつ適切な運用にご尽力頂き、感謝いたします。

標記について、当課では、建物所有者に既存の建築物に太陽光発電設備や携帯電話基地局のアンテナ等を設置する際には、必要に応じて屋根等の補強等が必要となる場合があることをお知らせするため、別添チラシを説明会等の機会に配布しております。

については、貴協議会の皆様におかれましても、本件についてご承知おきいただくとともに、必要に応じて別添を活用して消費者等への情報提供にご協力いただきたく、よろしくお願い申し上げます。

- ・（別添）屋根や屋上に設備や鉄塔などを設置する場合には専門家にご相談を

（担当）

国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）付
久保

TEL 03-5253-8111

建物所有者の皆様へ

屋根や屋上に設備や鉄塔などを

設置する場合には専門家にご相談を

既存の住宅や建築物の屋根や屋上に、太陽光パネルなどの建築設備や送電線・通信線等の中継する鉄塔、携帯電話基地局のアンテナ等を設置することがあります。

このような場合、設置する設備等の重量によっては、住宅や建築物の構造安全性に影響を与える可能性があります。

このため、設置に当たっては、建築士などの建築の専門家と相談するとともに、必要に応じて屋根や屋上の補強や建物全体の耐震補強を行うなど、住宅や建築物の構造安全性の確保をお願いします。

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当） 付
電話：03-5253-8111